

新旧対照表

別紙5

【石油類等の数量確認にレベル計を使用する場合の取扱いについて（平成4年6月9日蔵関第545号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p>〔対象貨物〕</p> <p>1. 本通達における対象貨物は、石油類、液化炭化水素ガス及び液状化学物質（以下「石油類等」という。）とする。</p> <p>〔要件〕</p> <p>2. 石油類等の数量確認に使用するレベル計、温度計及び圧力計（以下「<u>レベル計等</u>」といふ。）については、次の要件を備えているものとする。</p> <p>(1)～(8)（省略）</p> <p>〔検定及び器差〕</p> <p>3. レベル計の検定及び器差は次による。</p> <p>(1) フロート式レベル計、ディスプレーサー式レベル計及びマイクロ波式レベル計</p> <p>おおむねタンクの高さの1/5及び4/5の2点において、検尺による測定とレベル計による測定を同時に3回づつ行い、それぞれの平均値の差が±10mm以内にとどまるものを合格とする。</p> <p>なお、長期にわたり液位の変動がないと見込まれるタンクにあっては、レベル計のフロート又はディスプレーサーを強制的に最上部まで巻き上げたときの指示値（以下「<u>レベル計の最高指示値</u>」といふ。）を記録しておくものとする。</p> <p>また、マイクロ波式レベル計の場合で、長期にわたり液位の変動がないと見込まれるタンクにあっては、検尺による器差試験を行うとともに、タンクの高さの1/5及び4/5の長さに相当する長さ基準器のそれぞれの指示値を記録しておくものとする。当該長さ基準器は、保管場所を定め、施封するものとする。</p> <p>（注）長さ基準器：電磁波が空中又はコイル（導体）中でも同じ速度で伝播するという性質に基づき、タンクの高さの1/5及び4/5の長さに相当するコイルを使いレベル計の精度を確認する機器である。</p> <p>(2)～(5)（省略）</p> <p>4～5（省略）</p> <p>〔使用の承認等〕</p> <p>6. 使用の承認申請</p> <p>上記2〔要件〕に定める要件を備えたレベル計等を石油類等の数量確認に使用することの承認申請は、所定の事項を記載した「石油類等の数量確認をレベル計により行う場合の使用承認申請書」（別紙様式。以下「<u>申請書</u>」といふ。）（新規）に参考資料（当該レベル計等の構造等を記載したメーカーの資料及び他の税関において下記7の規定により使用することが</p> <p>〔対象貨物〕</p> <p>1. 本通達における対象貨物は、石油類、液化炭化水素ガス及び液状化学物質（以下<u>石油類等</u>といふ。）とする。</p> <p>〔要件〕</p> <p>2. 石油類等の数量確認に使用するレベル計、温度計及び圧力計（以下<u>レベル計等</u>といふ。）については、次の要件を備えているものとする。</p> <p>(1)～(8)（同左）</p> <p>〔検定及び器差〕</p> <p>3. レベル計の検定及び器差は次による。</p> <p>(1) フロート式レベル計、ディスプレーサー式レベル計及びマイクロ波式レベル計</p> <p>おおむねタンクの高さの1/5及び4/5の2点において、検尺による測定とレベル計による測定を同時に3回づつ行い、それぞれの平均値の差が±10mm以内にとどまるものを合格とする。</p> <p>なお、長期にわたり液位の変動がないと見込まれるタンクにあっては、レベル計のフロート又はディスプレーサーを強制的に最上部まで巻き上げたときの指示値（以下<u>レベル計の最高指示値</u>といふ。）を記録しておくものとする。</p> <p>また、マイクロ波式レベル計の場合で、長期にわたり液位の変動がないと見込まれるタンクにあっては、検尺による器差試験を行うとともに、タンクの高さの1/5及び4/5の長さに相当する長さ基準器のそれぞれの指示値を記録しておくものとする。当該長さ基準器は、保管場所を定め、施封するものとする。</p> <p>（注）長さ基準器：電磁波が空中又はコイル（導体）中でも同じ速度で伝播するという性質に基づき、タンクの高さの1/5及び4/5の長さに相当するコイルを使いレベル計の精度を確認する機器である。</p> <p>(2)～(5)（同左）</p> <p>4～5（同左）</p> <p>〔定期検定〕</p> <p>6. 使用を認めたレベル計等の検定は、次による。</p> <p>使用を認めたレベル計については、原則として2年ごとに税関の検定を受けさせることとする。</p> <p>(1) フロート式レベル計、ディスプレーサー式レベル計及びマイクロ波式レベル計</p> <p>イ. フロート式レベル計又はディスプレーサー式レベル計の場合で、</p> | |

新旧対照表
【石油類等の数量確認にレベル計を使用する場合の取扱いについて（平成4年6月9日蔵関第545号）】
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

別紙5

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| <p>承認された同一のレベル計等に係る申請書がある場合には当該申請書の写し。)を添付し、2通（税関用及び交付用）を税関業務部長宛てに提出することにより行わせる。</p> | <p>長期にわたり液位の変動がなく不活性ガスを封入してあり、かつ、正・副のレベル計を備えたタンクで上記3に定める検定を行うことができない場合は、次によることとして差し支えない。</p> <p>(イ) 正・副レベル計の指示値を記録する。</p> <p style="text-align: center;">正レベル計の指示値……… A0 副レベル計の指示値……… B0</p> <p>(ロ) レベル計のフロート又はディスプレーサーを強制的に約1～2m巻き上げ、その後液位の計測状態に戻し、その際のレベル計の指示値を記録する。</p> <p style="text-align: center;">正レベル計の指示値……… A1 副レベル計の指示値……… B1</p> <p>(ハ) レベル計のフロート又はディスプレーサーを強制的に最上部まで巻き上げレベル計の最高指示値を記録する。</p> <p style="text-align: center;">正レベル計の指示値……… A2 副レベル計の指示値……… B2</p> <p>(ニ) 上記の(イ)から(ハ)までの結果に基づき、次の各条件を満足するものを合格とする。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A1-A0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">≤10mm</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">B1-B0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">≤10mm</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A0-B0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">≤20mm</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A1-B1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">≤20mm</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A2-A1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">≤10mm</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">B2-B1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">≤10mm</td> </tr> </table> <p>(注) At…上記3(1)において、あらかじめ測定記録しておいた正レベル計の最高指示値 Bt…上記3(1)において、あらかじめ測定記録しておいた副レベル計の最高指示値</p> <p>ロ. マイクロ波式レベル計の場合で、長期にわたり液位の変動がなく不活性ガスが封入してあり、かつ、正・副のレベル計を備えているもの</p> <p>(イ) 正・副レベル計の指示値を記録する。</p> <p style="text-align: center;">正レベル計の指示値……… A0 副レベル計の指示値……… B0</p> <p>(ロ) レベル計の電源を一度“OFF”にし、再度“ON”にして液位の計測状態に戻し、その際のレベル計の指示値を記録する。</p> <p style="text-align: center;">正レベル計の指示値……… A1 副レベル計の指示値……… B1</p> <p>(ハ) レベル計のエレクトロニクスユニットに1/5及び4/5液位に相</p> | A1-A0 | ≤10mm | B1-B0 | ≤10mm | A0-B0 | ≤20mm | A1-B1 | ≤20mm | A2-A1 | ≤10mm | B2-B1 | ≤10mm |
| A1-A0 | ≤10mm | B1-B0 | ≤10mm | | | | | | | | | | |
| A0-B0 | ≤20mm | A1-B1 | ≤20mm | | | | | | | | | | |
| A2-A1 | ≤10mm | B2-B1 | ≤10mm | | | | | | | | | | |

新旧対照表
【石油類等の数量確認にレベル計を使用する場合の取扱いについて（平成4年6月9日蔵関第545号）】
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

別紙5

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|---|---|---|---|
| | <p><u>当する当初検定時に使用した長さ基準器を接続してそれぞれ測定し、その際のレベル計の指示値を記録する。</u></p> <p><u>正レベル計の温度補正後指示値…A (1/5)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>A (4/5)</u></p> <p><u>副レベル計の温度補正後指示値…B (1/5)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>B (4/5)</u></p> <p><u>(ニ) 上記(イ)から(ハ)までの結果に基づき、次の条件を満足するものを合格とする。</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"><u>$A1 - A0 \leq 10\text{mm}$</u></td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><u>$B1 - B0 \leq 10\text{mm}$</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>$A0 - B0 \leq 20\text{mm}$</u></td> <td style="text-align: center;"><u>$A1 - B1 \leq 20\text{mm}$</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>$A(1/5) - At(1/5) \leq 10\text{mm}$</u></td> <td style="text-align: center;"><u>$B(1/5) - Bt(1/5) \leq 10\text{mm}$</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>$A(4/5) - At(4/5) \leq 10\text{mm}$</u></td> <td style="text-align: center;"><u>$B(4/5) - Bt(4/5) \leq 10\text{mm}$</u></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><u>(注)</u></p> <p><u>At (1/5)、At (4/5) : マイクロ波式レベル計の当初検定時にタンクの高さの 1/5 及び 4/5 の長さに相当する長さ基準器によりあらかじめ測定記録しておいた正レベル計の温度補正後指示値</u></p> <p><u>Bt (1/5)、Bt (4/5) : マイクロ波式レベル計の当初検定時にタンクの高さの 1/5 及び 4/5 の長さに相当する長さ基準器によりあらかじめ測定記録しておいた副レベル計の温度補正後指示値</u></p> <p><u>ハ. その他のもの</u></p> <p><u>検定時の液位において検尺による測定とレベル計による測定を同時に3回ずつを行い、それぞれの平均値との差及び検定時におけるレベル計の最高指示値と上記3(1)においてあらかじめ測定記録しておいたレベル計の最高指示値との差がそれぞれ±10mm 以内のものを合格とする。</u></p> <p><u>(2) 静電容量式レベル計</u></p> <p><u>上記3(2)における検定を行うこととする。ただし、下記9の(3)及び(4)のただし書きに該当する場合は当該規定によって差し支えない。</u></p> | <u>$A1 - A0 \leq 10\text{mm}$</u> | <u>$B1 - B0 \leq 10\text{mm}$</u> | <u>$A0 - B0 \leq 20\text{mm}$</u> | <u>$A1 - B1 \leq 20\text{mm}$</u> | <u>$A(1/5) - At(1/5) \leq 10\text{mm}$</u> | <u>$B(1/5) - Bt(1/5) \leq 10\text{mm}$</u> | <u>$A(4/5) - At(4/5) \leq 10\text{mm}$</u> | <u>$B(4/5) - Bt(4/5) \leq 10\text{mm}$</u> |
| <u>$A1 - A0 \leq 10\text{mm}$</u> | <u>$B1 - B0 \leq 10\text{mm}$</u> | | | | | | | | |
| <u>$A0 - B0 \leq 20\text{mm}$</u> | <u>$A1 - B1 \leq 20\text{mm}$</u> | | | | | | | | |
| <u>$A(1/5) - At(1/5) \leq 10\text{mm}$</u> | <u>$B(1/5) - Bt(1/5) \leq 10\text{mm}$</u> | | | | | | | | |
| <u>$A(4/5) - At(4/5) \leq 10\text{mm}$</u> | <u>$B(4/5) - Bt(4/5) \leq 10\text{mm}$</u> | | | | | | | | |

新旧対照表
【石油類等の数量確認にレベル計を使用する場合の取扱いについて（平成4年6月9日蔵関第545号）】
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

別紙5

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>7. 承認の要件</p> <p>(1) 上記6の規定による申請書の提出があった場合の取扱いは、次のいずれかによる。</p> <p>イ. 申請書を提出した者（以下「申請者」という。）又はその委託を受けた者が上記3から5までの規定に基づく検定（以下「規定検定」という。）を行い、その器差がこれらの規定に定める範囲内であった場合に限り、当該申請に係るレベル計等を使用することを承認するものとし、レベル計等に係る事務を担当する部門（以下「担当部門」という。）の職員は、当該規定検定に立ち会うものとする。</p> <p>ロ. 申請に係るレベル計等の製造者又は公認検定機関（下記8の(1)及び(3)に定める申請の場合には計量士であっても差し支えない。）が規定検定を行うものとし、その内容及び器差が上記3から5までの規定に適合することを証明する器差試験成績証明書が提出された場合に限り、当該申請に係るレベル計等を使用することを承認するものとする。</p> <p>ハ. 規定検定と異なる方法による試験（以下「規定外試験」という。）により証明された器差試験成績証明書が提出された場合には、規定外試験の方法を記載した資料及び規定外試験による器差値が規定検定による器差値と同等と認められる根拠となる資料等を提出させるものとする。この場合において、規定外試験の内容及びそれによる器差が上記3から5までの規定に照らして妥当と認められる場合に限り、当該申請に係るレベル計等を使用することを承認するものとする。</p> <p>(2) 上記(1)により承認した場合には、申請書に当該承認に係るレベル計等が使用できる期間（原則として、当該申請を承認した日の翌日から起算して3年を経過する日までの期間。以下「承認期間」という。）を記載し、新規申請書のうち1通（交付用）を承認書として申請者に交付し、1通（税関用）を担当部門において保管する。</p> <p>(3) 承認されたレベル計等（以下「使用可能レベル計等」という。）による貨物の数量確認の際には、担当部門の職員が必要に応じて立ち会うことをとする。なお、当該数量確認の際及び輸入申告の際等に、当該使用可</p> | <p>(3) 使用を認めた温度計及び圧力計については、原則としてレベル計の検定時に、前記4及び5に定める検定を受けさせることとする。ただし、下記9の(3)及び(4)のただし書きに該当する場合は当該規定によって差し支えない。</p> <p>〔届出等〕</p> <p>7. 承認の申請</p> <p>上記2〔要件〕に定める要件を備えたレベル計等の使用について使用者から申出がある場合には、使用者に別紙様式に定める「石油類等の数量確認をレベル計により行う場合の使用承認申請書」（以下「申請書」という。）（新規）に所要事項を記入させ参考資料（当該計器の構造等メーカーの資料、他の税関において同一内容の計器の申請について承認を受けている場合には、当該承認書を添付させて担当部長あて2部（本関の検定を担当する部門用及び承認書用）を提出させることによりその承認申請を行わせることとする。）</p> |

新旧対照表

別紙5

【石油類等の数量確認にレベル計を使用する場合の取扱いについて（平成4年6月9日蔵関第545号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>能レベル計等により確認が行われた貨物の数量について疑義が生じた場合その他使用可能レベル計等の正確性について確認する必要があると認められる場合には、必要に応じて規定検定又は下記10の規定に基づく検定を行わせるものとする。</p> | |
| <p>8. 承認内容の変更及び承認期間の更新等</p> <p>(1) 上記7により承認された後において、当該承認の内容を変更しようとする場合には、当該変更の内容を記載した申請書(変更)2通を遅滞なく担当部門に提出するよう求める。</p> <p>(2) 上記(1)による申請書(変更)の提出があった場合には、上記7の規定に準じて処理する。この場合において、静電容量式レベル計及び電気式温度計については、変更のあった表示計測装置、表示計測部についてのみ規定検定を行い、変更のないものについてはこれを省略して差し支えない。</p> <p>(3) 使用可能レベル計等をその承認期間が満了した後において引き続き使用しようとする場合には、当該承認期間が満了する前に申請書(更新)2通を担当部門に提出させ、承認期間の更新を行う。</p> <p>(4) 上記(3)による申請書(更新)の提出があった場合には、上記7の規定に準じて処理する。ただし、使用可能レベル計等の検定は下記10の規定により行うものとする。</p> <p>(5) 船舶で使用する使用可能レベル計等について上記(3)の規定に基づく承認期間の更新を行う場合の更新後の承認期間については、下記10の規定に基づく船舶の定期検査及び中間検査の時期を勘案して定めるものとする。この場合において、その差異が合理的な範囲内であれば、上記7(2)に定める承認期間と異なる当該更新後の承認期間を定めて差し支えない。</p> <p>9. 承認の失効及び取消し</p> <p>(1) 承認の失効</p> <p>次に掲げる場合には、使用の承認は効力を失う。</p> <p>イ. 申請者から使用可能レベル計等の使用を希望しない旨の届けがあったとき。</p> <p>ロ. 承認期間が満了したとき。</p> <p>ハ. 下記(2)の規定により、承認を取り消す旨の通知があったとき。</p> <p>(2) 承認の取消し</p> <p>使用可能レベル計等に内容の変更があった場合であって、相当の期間内に上記8(1)の規定による申請書(変更)の提出がなかった場合に</p> | <p>8. 申請の承認</p> <p>(1) 上記7に係るレベル計等の使用の承認は次による。</p> <p>イ. 「申請書」(新規)が提出された場合には、検定を担当する部門は、原則として申請者に対して当該計器につき当該担当部門の職員が立ち会う上記3、4又は5に定める検定を行わせ、当該規定に定める器差であればこれを認めるものとする。</p> <p>ロ. 上記イによれない場合には、検定を担当する部門は、申請者に承認を受けようとする計器の製造者又は公認検定機関(下記9の(1)及び(2)に定める申請の場合には計量士であっても差し支えない。)による当該計器に対する上記3、4又は5に定める検定及び器差であることが証明された器差試験成績証明書を提出させ、これにより認めて差し支えない。</p> <p>ハ. 上記3、4又は5に定める検定と異なる試験(以下これを「規定外試験」という。)により証明された器差試験成績証明書が提出された場合には、「規定外試験」の方法を記載した資料及び「規定外試験」による器差値が上記3、4又は5に定める検定による器差値と同等と認められる根拠となる資料等を提出させ、検討の結果妥当と認められるものであれば、「規定外試験」により上記3、4又は5に定める器差であることが証明された器差試験成績証明書を認めて差し支えない。</p> <p>(2) 申請を承認したときは、新規申請書のうち1部を承認書として申請者に交付し、他を検定を担当する部門において保管する。</p> <p>9. 承認の更新及び申請書記載事項の変更の申請</p> <p>(1) 上記8により申請が承認された後又は更新が承認された後承認期間を経過し申請書記載事項(下記(2)により申請書記載事項の変更の承認を受けたときは、当該変更の承認後の記載事項)に変更がない場合において、当該承認に係るレベル計等の使用の継続を希望するときは、当該承認を受けた者に別紙様式に定める「申請書」(更新)により承認の更新を行わせることとする。</p> <p>(2) 上記8により承認を受けた「申請書」の記載事項(この号の規定により変更の承認を受けた事項を含む。)に変更があった場合には、当該承認を受けた者に遅滞なく別紙様式に定める「申請書」(変更)により変</p> |

新旧対照表

別紙5

【石油類等の数量確認にレベル計を使用する場合の取扱いについて（平成4年6月9日蔵関第545号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>は、承認を取り消すものとする。</p> <p><u>〔使用可能レベル計等の検定〕</u></p> <p>10. 使用可能レベル計等についての検定は、上記8(3)の規定に基づく承認期間の更新の際に、次の要領により行わせるものとする。なお、船舶で使用する使用可能レベル計等については、船舶安全法又は1974年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）の規定に基づく船舶の定期検査又は中間検査に合わせて当該検定を行って差し支えない。</p> <p>(1) フロート式レベル計、ディスプレーサー式レベル計及びマイクロ波式レベル計</p> <p>イ. フロート式レベル計又はディスプレーサー式レベル計の場合で、長期にわたり液位の変動がなく不活性ガスを封入してあり、かつ、正・副のレベル計を備えたタンクで上記3に定める検定を行うことができない場合は、次によることとして差し支えない。</p> <p>(イ) 正・副レベル計の指示値を記録する。</p> <p>正レベル計の指示値………A0 副レベル計の指示値………B0</p> <p>(ロ) レベル計のフロート又はディスプレーサーを強制的に約1～2m巻き上げ、その後液位の計測状態に戻し、その際のレベル計の指示値を記録する。</p> <p>正レベル計の指示値………A1 副レベル計の指示値………B1</p> <p>(ハ) レベル計のフロート又はディスプレーサーを強制的に最上部まで巻き上げレベル計の最高指示値を記録する。</p> <p>正レベル計の指示値………A2 副レベル計の指示値………B2</p> <p>(ニ) 上記(イ)から(ハ)までの結果に基づき、次の各条件を満足するものを合格とする。</p> <p> A1-A0 \leq 10mm、 B1-B0 \leq 10mm</p> | <p>更の申請を行わせることとする。</p> <p>(3) 上記(1)による申請の承認については、上記8に準ずるものとする。ただし、静電容量式レベル計及び電気式温度計については、表示計測装置及び表示計測部のみを上記3及び4に定める検定を行い、電極及び温度検出部については、定期船体検査、事故等によりタンクが開放された時に適宜必要に応じて上記3及び4に定める検定を行うこととする。</p> <p>(4) 上記(2)による申請の承認については、上記8に準ずるものとする。ただし、静電容量式レベル計及び電気式温度計にあっては、内容変更のあった表示計測装置、表示計測部について上記3及び4に定める検定を行い、内容変更のないものについては省略して差し支えない。</p> <p>10. 承認の消滅及び取消し</p> <p>(1) 承認の消滅</p> <p>次に掲げる場合には、上記8及び9の承認は消滅するものとする。</p> <p>イ. 申請者から上記の承認を受けたレベル計等の使用を希望しなくなつた旨の届出があったとき。</p> <p>ロ. 上記8又は9の承認後承認期間が経過し、かつ、上記9の更新の申請が行われなかつたとき。</p> <p>なお、この場合に該当することとなつたときは、申請者に上記イの届出を行わせることとする。</p> <p>(2) 承認の取消し</p> <p>上記9(2)に定めるところにより、変更の申請をすべき事由が生じたにもかかわらず相当の期間内に当該申請が行われなかつたときは、上記8及び9の承認は取り消すこととする。</p> |

新旧对照表

別紙5

【石油類等の数量確認にレベル計を使用する場合の取扱いについて (平成4年6月9日蔵関第545号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| $ A0 - B0 \leq 20\text{mm}, A1 - B1 \leq 20\text{mm}$ | |
| $ A2 - At \leq 10\text{mm}, B2 - Bt \leq 10\text{mm}$ | |
| (注) <u>At</u> …上記3(1)において、あらかじめ測定記録しておいた正レベル計の最高指示値 <u>Bt</u> …上記3(1)において、あらかじめ測定記録しておいた副レベル計の最高指示値 | |
| (ロ)マイクロ波式レベル計の場合で、長期にわたり液位の変動がなく不活性ガスが封入してあり、かつ、正・副のレベル計を備えているもの | |
| (イ)正・副レベル計の指示値を記録する。 正レベル計の指示値………A0 副レベル計の指示値………B0 | |
| (ロ)レベル計の電源を一度“OFF”にし、再度“ON”にして液位の計測状態に戻し、その際のレベル計の指示値を記録する。 正レベル計の指示値………A1 副レベル計の指示値………B1 | |
| (ハ)レベル計のエレクトロニクスユニットに1/5及び4/5液位に相当する当初検定時に使用した長さ基準器を接続してそれぞれ測定し、その際のレベル計の指示値を記録する。 正レベル計の温度補正後指示値…A (1/5) A (4/5) 副レベル計の温度補正後指示値…B (1/5) B (4/5) | |
| (ニ)上記(イ)から(ハ)までの結果に基づき、次の条件を満足するものを合格とする。 | |
| $ A1 - A0 \leq 10\text{mm}, B1 - B0 \leq 10\text{mm}$ | |
| $ A0 - B0 \leq 20\text{mm}, A1 - B1 \leq 20\text{mm}$ | |
| $ A(1/5) - At(1/5) \leq 10\text{mm}, B(1/5) - Bt(1/5) \leq 10\text{mm}$ | |
| $ A(4/5) - At(4/5) \leq 10\text{mm}, B(4/5) - Bt(4/5) \leq 10\text{mm}$ | |
| (注) <u>At (1/5)、At (4/5)</u> ：マイクロ波式レベル計の当初検定時にタンクの高さの1/5及び4/5の長さに相当する長さ基準器 | |

別紙5

新旧対照表
【石油類等の数量確認にレベル計を使用する場合の取扱いについて（平成4年6月9日蔵関第545号）】
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p>によりあらかじめ測定記録しておいた正レベル計の温度補正後指示値</p> <p><u>B_t (1/5)、B_t (4/5) :</u> マイクロ波式レベル計の当初検定時にタンクの高さの 1/5 及び 4/5 の長さに相当する長さ基準器によりあらかじめ測定記録しておいた副レベル計の温度補正後指示値</p> <p><u>ハ. その他のもの</u></p> <p>検定時の液位において検尺による測定とレベル計による測定を同時に3回ずつ行い、それぞれの平均値との差及び検定時におけるレベル計の最高指示値と上記3(1)においてあらかじめ測定記録しておいたレベル計の最高指示値との差がそれぞれ±10mm 以内のものを合格とする。</p> <p><u>(2) 静電容量式レベル計</u></p> <p>上記3(2)における検定を行うこととする。ただし、表示計測装置について規定検定を行い、電極については、定期船体検査、事故等によりタンクが開放された際に適宜必要に応じて規定検定を行って差し支えない。</p> <p><u>(3) 温度計及び圧力計については、原則としてレベル計の検定時に、前記4及び5に定める検定を受けさせることとする。ただし、電気式温度計において、表示計測部のみについて規定検定を行い、温度検出部については、定期船体検査、事故等によりタンクが開放された際に適宜必要に応じて規定検定を行って差し支えない。</u></p> <p>[その他]</p> <p>11 (省略)</p> <p>12. レベル計を使用して算出した数量がインボイス数量、製造計画数量等よりみて異常と認められる場合には、検尺により液位測定（一点測定とする。）を行ってレベル計の精度を確認し、所定の精度が保たれていない場合には、上記11の検定に不合格となった場合に準じて処理する。</p> <p>なお、液化炭化水素ガスの数量確認に静電容量式液面計を使用している場合、所定の精度を保つよう調整されるまで当該液面計を使用しているタンクから液化炭化水素ガスを移送しているタンクに取り付けられた液面計（税関により上記7の規定の承認を受けているものに限る。）により数量確認を行うこととする。</p> | |

新旧対照表
【石油類等の数量確認にレベル計を使用する場合の取扱いについて（平成4年6月9日蔵関第545号）】
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------|-------|-------|-----|--------|--|--|--|------------|--|--|--|---------|--|--|--|------|--|--|--|------|------|-------|--|--|--|-------|--|------------------|--|--|--|---|----|---------|-------|-------|--------|--|--|--|------------|--|--|--|---------|--|--|--|------|--|--|--|------|------|-------|--|--|--|-------|--|------------------|--|--|--|
| <p>13 (省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>別紙様式</p> <p>税関業務部長殿 平成 年 月 日</p> <p>申請者 住所 氏名 印</p> <p>石油類等の数量確認をレベル計により行う場合の 使用承認申請書（新規・更新・変更）</p> <p>下記のレベル計等を輸出入貨物の計量に使用（新規・更新・変更）する予定でありますので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>レベル計</th> <th>温度計</th> <th>圧力計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計量器の名称</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計量器の型式及び番号</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計量器の製造者</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計測精度</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>被計量物</td><td>設置場所</td><td>設置年月日</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>年 月 日</td><td></td></tr> <tr><td>管理責任者 (住所・氏名)</td><td colspan="3"></td></tr> </tbody> </table> <p>注意： 使用する計量器の設置場所の図面、フローシート等参考資料を添付してください。</p> <p>上記に申請されたレベル計等は、輸出入貨物の計量に使用することを承認します。承認期間は以下のとおりとしますが、レベル計等の使用に疑義が生じた場合又は申請内容に変更が生じた場合等においては、この限りではありません。</p> <p>〔承認期間〕 自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">番号 <input type="text" value="一"/></p> <p style="text-align: center;">税 関 印</p> <p style="text-align: center;">(規格 A4)</p> </div> | 項目 | レベル計 | 温度計 | 圧力計 | 計量器の名称 | | | | 計量器の型式及び番号 | | | | 計量器の製造者 | | | | 計測精度 | | | | 被計量物 | 設置場所 | 設置年月日 | | | | 年 月 日 | | 管理責任者 (住所・氏名) | | | | <p>13 (同左)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>別紙様式</p> <p>税関業務部長殿 平成 年 月 日</p> <p>申請者 住所 氏名 印</p> <p>石油類等の数量確認をレベル計により行う場合の 使用承認申請書（新規・更新・変更）</p> <p>下記のレベル計等を輸出入貨物の計量に使用（新規・更新・変更）する予定でありますので、使用についての承認を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>レ ベ ル 計</th> <th>温 度 計</th> <th>圧 力 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計量器の名称</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計量器の型式及び番号</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計量器の製造者</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計測精度</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>被計量物</td><td>設置場所</td><td>設置年月日</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>年 月 日</td><td></td></tr> <tr><td>管理責任者 (住所・氏名)</td><td colspan="3"></td></tr> </tbody> </table> <p>注意： 使用する計量器の設置場所の図面、フローシート等参考書類を添付してください。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">承 認 書</p> <p style="text-align: right;">承認番号 <input type="text" value="一"/></p> <p style="text-align: center;">上記の申請を承認します。 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">税関業務部長 印</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p> </div> | 項目 | レ ベ ル 計 | 温 度 計 | 圧 力 計 | 計量器の名称 | | | | 計量器の型式及び番号 | | | | 計量器の製造者 | | | | 計測精度 | | | | 被計量物 | 設置場所 | 設置年月日 | | | | 年 月 日 | | 管理責任者 (住所・氏名) | | | |
| 項目 | レベル計 | 温度計 | 圧力計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計量器の名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計量器の型式及び番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計量器の製造者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計測精度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被計量物 | 設置場所 | 設置年月日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管理責任者 (住所・氏名) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | レ ベ ル 計 | 温 度 計 | 圧 力 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計量器の名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計量器の型式及び番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計量器の製造者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計測精度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被計量物 | 設置場所 | 設置年月日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管理責任者 (住所・氏名) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |